

市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業

入札説明書

令和5年5月10日修正版

札幌市

—目次—

1. 事業概要	1
1.1. 事業名.....	1
1.2. 公共施設等の管理者の名称.....	1
1.3. 事業の背景.....	1
1.4. 事業の目的.....	1
1.5. 事業の内容.....	1
1.6. 法令等の遵守.....	3
2. 事業者の募集及び選定に関する事項	3
2.1. 事業者の募集及び選定方法.....	3
2.2. 事業者の募集及び選定の手順.....	3
2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール.....	3
2.2.2. 参加申込等.....	3
3. 提案条件に関する事項	6
3.1. 各種業務に関する提案の条件.....	6
3.2. 入札限度額.....	6
4. 参加資格に関する条件等	7
4.1. 参加者の構成等.....	7
4.1.1. 参加者の定義.....	7
4.1.2. 代表企業の選定.....	7
4.2. 参加資格要件.....	7
4.2.1. 構成企業の共通参加資格要件.....	7
4.2.2. 設計企業の参加資格要件.....	8
4.2.3. 工事監理企業の参加資格要件.....	9
4.2.4. 建設企業の参加形態.....	9
4.2.5. 建設企業の参加資格要件.....	9

4.3. 参加資格の喪失	10
5. 審査及び選定に関する事項.....	11
5.1. 審査及び選定に関する基本的考え方	11
5.2. 審査の方法.....	11
5.2.1. 参加資格審査	11
5.2.2. 提案審査.....	11
5.2.3. 最優秀提案者の選定	11
5.2.4. 落札者の決定	11
5.2.5. 結果の公表.....	11
5.3. 提案審査書類の取り扱い.....	11
5.3.1. 著作権	11
5.3.2. 特許権等.....	12
6. その他事業の実施に関し必要な事項.....	12
6.1. 議会の議決及び本契約について.....	12
6.2. 情報提供	12
6.3. 本事業において使用する言語等.....	12
6.4. 応募に伴う費用負担	12
6.5. 問合せ先	12

1. 事業概要

1.1. 事業名

市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業（以下「本事業」という。）

1.2. 公共施設等の管理者の名称

札幌市長 秋元 克広

1.3. 事業の背景

昭和45・46年に整備された市営住宅光星団地5号棟（以下「本施設」という。）は、建築後50年以上が経過し、耐震性能の不足や居住性の低下などの課題がある。また、公営住宅法においては耐用年限70年、札幌市市有建築物保全計画では標準目標耐用年数80年としていることから、今後20年程度の供用を見据えた改修を行う必要がある。そこで、本市ではこれらの課題を解消するために検討を進め、令和2年2月に「市営住宅光星団地5号棟耐震改修等基本計画（以下「基本計画」という。）を策定した。

平成26年には区分所有者の㈱札幌振興公社が、1・2階の店舗部分のみ耐震改修工事を実施し、市営住宅部分の耐震改修が未了となっている。

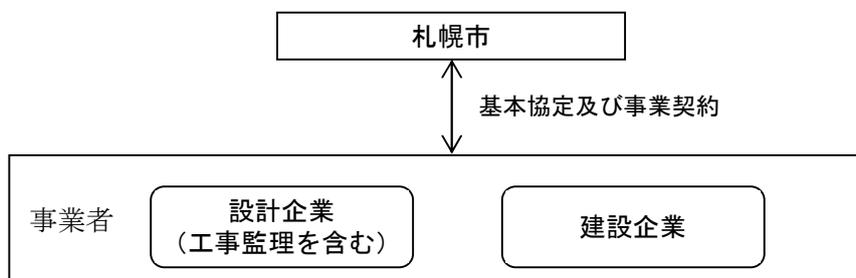
1.4. 事業の目的

本事業は、長寿命化計画に基づき耐震化が未了である3階以上の市営住宅部分の耐震改修工事、その他改修・改善工事を行うことにより、入居者の安全性の確保及び居住性向上を図るとともに、民間事業者のノウハウを活用し、本事業を効率的かつ効果的に実施することで、札幌市（以下「本市」という。）の財政負担の縮減、施設整備の効率化を図ることを目的としている。

1.5. 事業の内容

(1) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）が、施設改修の設計、工事及び工事監理に係る業務を行うデザインビルド方式とする。



(2) 事業期間

本事業の事業期間は、契約締結日から令和8年10月30日までとする。

ア 基本協定締結：令和5年9月

イ 契約締結：令和5年12月

ウ 設計・施工期間：契約締結日～令和8年10月30日

(3) 業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

① 設計業務

ア 耐震改修工事設計業務

イ 屋上防水、外壁改修工事設計業務

ウ 共用部・内部改修工事設計業務

エ 電気設備・機械設備改修工事設計業務

オ その他、付随する業務

② 工事監理業務

ア 耐震改修工事の工事監理業務

イ 屋上防水、外壁改修工事の工事監理業務

ウ 共用部・内部改修工事の工事監理業務

エ 電気設備・機械設備改修工事監理業務

オ その他、付随する業務

③ 施工業務

ア 耐震改修工事

イ 屋上防水、外壁改修工事

ウ 共用部・内部改修工事

エ 電気設備・機械設備改修工事

オ その他、付随する業務

(4) 支払い条件

本事業における契約金額の支払いは、次のとおりである。

① 設計費

設計業務完了時（令和6年度予定）に一括で支払う。

② 施工費

毎年度、工事の進捗に合わせて、前金払、中間前金払、部分払い及び完了払にて行う。

支払内容	支払限度額
前金払	施工費相当額の40%以内
中間前金払	施工費相当額の20%以内
部分払い (施工期間中1回)	施工費相当額の90%以内で、前払いを除いた額
完了払	施工費相当額の残高

③ 工事監理費

上記②の施工費の完了払時に合わせて一括で支払う。

1.6. 法令等の遵守

事業者は、本事業の実施にあたり、関連する最新の法令等を参照し、遵守すること。

2. 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1. 事業者の募集及び選定方法

本事業の事業者の募集及び選定は、公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札により行う。

2.2. 事業者の募集及び選定の手順

2.2.1. 事業者の募集・選定スケジュール

事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおりとする。

表 2-1 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

日 程	内 容
令和 5 年（2023 年）3 月 31 日（金）	入札説明書等の公表
令和 5 年（2023 年）4 月 11 日（火） ～4 月 12 日（水）	現地説明会の実施
令和 5 年（2023 年）4 月 18 日（火）	入札説明書等に関する質問の受付締切（1 回目）
令和 5 年（2023 年）5 月 10 日（水）	入札説明書等に関する質問の回答（1 回目）
令和 5 年（2023 年）5 月 17 日（水）	参加資格審査書類の受付締切
令和 5 年（2023 年）5 月 26 日（金）	参加資格審査結果の通知
令和 5 年（2023 年）5 月 29 日（月） ～5 月 31 日（水）	入札説明書等に関する個別対話の実施
令和 5 年（2023 年）6 月 5 日（月）	入札説明書等に関する質問の受付締切（2 回目）
令和 5 年（2023 年）6 月 21 日（水）	入札説明書等に関する質問の回答（2 回目）
令和 5 年（2023 年）7 月 18 日（火）	入札書及び提案書等の受付締切
令和 5 年（2023 年）8 月下旬	開札、提案書に関するヒアリング及び審査
令和 5 年（2023 年）9 月上旬	落札者の決定及び公表
令和 5 年（2023 年）9 月下旬	基本協定締結
令和 5 年（2023 年）10 月	仮契約締結
令和 5 年（2023 年）12 月	契約締結

2.2.2. 参加申込等

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、適宜、本市ホームページにおいて公表する。

(2) 現地説明会の実施

現地説明会を令和 5 年 4 月 11 日（火）～令和 5 年 4 月 12 日（水）に開催する。現地説明会

に参加を希望する事業者は事前に申し込みを行うこと。

ア 受付期間：令和5年3月31日（金）～令和5年4月6日（木）15時

イ 受付方法：現地説明会参加申込書（様式1-1）に記入の上、添付ファイルにて「6.5 問合せ先」まで電子メールにより提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。

電子メールを送付後、「6.5 問合せ先」まで受信確認の電話を行うこと。なお、電話での受信確認の受付時間は、月曜日～金曜日 8時45分～17時15分とする。

ウ 参加者の上限等：現地説明会への参加人数は10名を上限とする。応募グループ（複数企業）による参加も可能とするが、その場合も10名を上限とする。申込みの状況によっては、日程の調整を行うことがある。

(3) 入札説明書等に関する質問等受付及び回答の公表（1回目）

入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表は、次のとおり実施する。

ア 受付期間：令和5年3月31日（金）～令和5年4月18日（火）15時

イ 受付方法：入札説明書等に関する質問書（様式1-2）に記入の上、添付ファイルにて「6.5 問合せ先」まで電子メールにより提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。

電子メールを送付後、「6.5 問合せ先」まで受信確認の電話を行うこと。なお、電話での受信確認の受付時間は、月曜日～金曜日 8時45分～17時15分とする。

ウ 質問回答：質問に関する回答は、令和5年5月10日（金）17時までに本市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本件事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(4) 参加資格審査書類の受付及び参加資格審査結果の通知

参加資格審査書類の受付及び参加資格審査結果の通知は、次のとおり実施する。

ア 受付期間：令和5年5月10日（水）～令和5年5月17日（水）15時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

イ 受付方法：参加資格審査書類（様式2-1～2-6）を提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。

ウ 提出場所：「6.5 問合せ先」を参照すること。

エ 結果通知：参加資格審査結果は、参加資格審査書類を提出した者に令和5年5月26日（金）までに確認通知書により通知する。

(5) 入札説明書等に関する個別対話の実施

入札説明書等に関する個別対話を次のとおり実施する。

ア 受付期間：令和5年5月18日（木）～令和5年5月24日（水）15時

イ 受付方法：入札説明書等に関する個別対話申込書（様式1-3）及び入札説明書等に関する個別対話確認書（様式1-4）に記入の上、添付ファイルにて「6.5 問合せ先」まで電子メールにより提出すること。電話やファクシミリ、口頭による申し込みは受け付けない。

電子メールを送付後、「6.5 問合せ先」まで受信確認の電話を行うこと。なお、電話での着信確認の受付時間は、月曜日～金曜日 8時45分～17時15分とする。

- ウ 実施期間：令和5年5月29日（月）～令和5年5月31日（水）予定
個別対話の時間は60分程度とし、実施日時は、個別対話申込書の提出者へ個別に連絡する。個別対話では、入札説明書等の内容についての確認を中心とし、入札参加者の提案自体に対する助言及び評価は行わない。

(6) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明要求

参加希望者のうち参加資格がないと認められた者は、参加資格がないとされた理由について、本市に対して書面により次のとおり説明を求めることができる。

- ア 受付期間：令和5年6月2日（金）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- イ 受付方法：参加資格がないと認められた理由の説明要求書（様式3-1）に必要な事項を記入し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メールによる提出は受け付けない。
- ウ 提出場所：「6.5 問合せ先」を参照すること。
- エ 回 答：令和5年6月16日（金）予定
本市は、説明を求めた入札参加希望者の代表企業に対して、回答する。

(7) 入札説明書等に関する質問等受付及び回答の公表（2回目）

入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表は、次のとおり実施する。

- ア 受付期間：令和5年5月22日（月）～令和5年6月5日（月）15時
- イ 受付方法：入札説明書等に関する質問書（様式1-2）に記入の上、添付ファイルにて「6.5 問合せ先」まで電子メールにより提出すること。
電子メールを送付後、「6.5 問合せ先」まで受信確認の電話を行うこと。なお、電話での受信確認の受付時間は、月曜日～金曜日 8時45分～17時15分とする。
- ウ 質問回答：質問に関する回答は、令和5年6月21日（水）17時までには本市ホームページにおいて公表する。電話等による問合せには応じない。なお、本件事業に直接関係するもののみ回答を行うものとし、全ての質疑に回答するものではない。

(8) 入札の辞退

入札参加者が入札を辞退する場合は、「(9) 入札書及び技術提案書の受付・ヒアリング」の「ア 受付期間」までに「入札辞退届」（様式3-2）を提出すること。

(9) 入札書及び技術提案書の受付・ヒアリング

入札参加者は、入札書及び技術提案書等を次のとおりに本市に提出すること。また、入札書等の作成方法については様式集に従うこと。作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とする。

なお、入札参加者から提出された技術提案書等に疑義がある場合には、入札参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、入札参加者に対して個別ヒアリ

ングを行って確認する場合がある。また、入札参加者への確認結果及びヒアリングにおける回答内容等は、技術提案書等における提案内容と同様の扱いとし、本事業の契約上の拘束力を有するものとして扱う。

ア 受付期間：令和5年7月18日（火）17時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。提出方法：様式集に定める部数を用意し、提出場所へ持参すること。郵便、信書便、電子メール等による提出は受け付けない。なお、提出に当たっては確認通知書（原本）を提示すること。

イ 提出場所：「6.5 問合せ先」を参照すること。

エ 提案書に関するヒアリング

入札参加者に対し、令和5年8月下旬（予定）にヒアリングを行う。なお、日時や場所等の詳細を決定次第、各入札参加者の代表企業に対して本市より通知する。

(10) 落札者の決定及び公表

最も優れた提案を行った落札者として決定し、通知するとともに、本市ホームページにおいて公表する。

(11) 基本協定及び契約締結

仮契約締結までの準備期間を考慮し、落札者決定後速やかに協議等を行い、本市と落札者は基本協定を締結する。

基本協定締結後速やかに、本市は落札者との間で仮契約を締結し、契約の締結に関する本市議会の議決を経て、契約締結とする。

(12) 契約の形態

基本協定及び契約は、本市と事業者となるすべての構成企業との間で締結する予定である。

3. 提案条件に関する事項

3.1. 各種業務に関する提案の条件

本施設の設計業務・工事監理業務・施工業務について、「要求水準書」及び「別添資料 様式集」に従い、提案資料等を作成すること。

3.2. 入札限度額

本事業の入札限度額は、以下のとおりとする。算定根拠及び内訳は公表しない。また、最低制限価格は設定しない。

1,358,753,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

4. 参加資格に関する条件等

4.1. 参加者の構成等

4.1.1. 参加者の定義

参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 参加者は、本事業の対象工事の設計、施工及び工事監理をすることのできる企画力、資力、信用、技術的能力及び実績を有する複数の企業（以下「構成企業」という。）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げない。
- イ 参加者は、本事業の対象工事の設計及び工事監理を行う企業（以下、「設計企業」という。）1社及び本事業の対象工事を施工する企業（以下「建設企業」という。）1社の合計2社（設計企業とは別途、工事監理企業を配置する場合は合計3社）、もしくは、設計企業1社及び建設企業2社又は3社で組成される特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の合計3社から4社（設計企業とは別途工事監理企業を配置する場合は合計4社から5社）により構成されるものとする。なお、本事業において、JVの運営形態は「甲型JV」とすること。
- ウ 参加者の構成企業は、受託した又は請け負った業務の一部について、第三者に委託、又は下請負人を使用することができるが、その際は、当該委託又は請負にかかる契約を締結する前に本市に通知し、承諾を得るものとする。
- エ 参加表明書提出以降、入札参加者の構成事業者の変更は原則として認めない。ただし、落札者決定日までの間に特段の事情があると本市が認めた場合は、この限りではない。
- オ 入札参加者の構成事業者は、他の入札参加者の構成事業者となることは認めない。ただし、参加表明書提出以降、本市がやむを得ない事情があると認めた場合の構成事業者の変更及び入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成事業者については、この限りではない。
- カ 入札参加者の構成事業者のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する各法人は、他の入札参加者の構成事業者になることはできない。
- キ 同一参加者が複数の提案を行うことは禁止する。

4.1.2. 代表企業の選定

参加者は、応募手続や落札者となった場合の契約事務を含め、本市との調整・協議等における役割を担うほか、本事業に係る応募グループ内の全ての調整等の責任を負う代表企業を定めることとする。

4.2. 参加資格要件

4.2.1. 構成企業の共通参加資格要件

参加グループの全ての構成企業及び協力企業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しない者とする。

- ア 本件公表から契約締結の日までの間に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年

- 4月26日財政局理事決裁)に基づく競争入札参加停止等の措置を受けている期間がある者。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び同条第6号の規定による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者。
 - ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。
 - エ 建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
 - オ 商法(明治32年法律第48号)第381条第1項の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者
 - カ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者、または、民事再生法(平成12年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし手続き開始決定を受けている者を除く。
 - キ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ク 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。
 - ケ 本事業に係るコンサルタント業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関係がある者。なお、「資本面において関係のある者」とは、総株主の議決権の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関係のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。
- ※本事業のコンサルタント業務に関与した者は、次に掲げるとおりである。
- ・株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目20番4号
 - ・内藤・さきくさ法律事務所 東京都中央区築地2丁目3番4号
- コ 本市が本事業のために設置した、学識経験者で構成する「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業者選定委員会」の委員又は委員が属する企業と資本面若しくは人事面において密接な関係がある者。

4.2.2. 設計企業の参加資格要件

設計企業は、以下に示す要件を満たすこと。なお、下記カについては、本事業に係る耐震改修計画の作成及び、耐震改修計画に係る第三者機関の評価書等の取得を協力企業に委託する場合、当該協力企業が満たすことも可とする。また、その場合は、提出様式にて当該協力会社名を明記すること。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていること。
- イ 参加資格確認日において、「札幌市入札参加資格者名簿(工事・建設関連サービス・道路維持除雪)」の大分類「建設関連サービス業」に登録されていること。
- ウ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去3カ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があり、一級建築士である管理技術者(設計業務の技術上の管理等を行う者を

- エ 設計企業と参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある一級建築士である工事監理技術者（建築基準法第5条の4第4項の規定による工事監理者をいう。）を専任で配置できること。
- オ 本事業の建設企業（建設企業と資本関係又は人的関係のある者を含む。）でないこと。
- カ 平成19年度以降に、「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会」に登録のある耐震判定委員会から、耐震改修計画に係る評価書等を取得した実績を有すること。

4.2.3. 工事監理企業の参加資格要件

原則、設計及び工事監理を行う企業は同一企業とするが、設計を行う企業と別途工事監理を行う企業を配置する場合は、4.2.2のアからオを満たすこととする。

4.2.4. 建設企業の参加形態

建設企業の参加形態は以下のいずれかとする。（※A等級に限る）

単体企業（1社）
特定共同企業体（2社又は3社）

4.2.5. 建設企業の参加資格要件

JVにあっては、下記ア～ウについては、すべての構成員が満たすものとし、以下オについては、少なくとも1社は満たしていること。

- ア 参加資格確認日において「札幌市入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）」の大分類「工事」に登録されていること。
- イ 建設業法の規定を遵守し、同法第26条に基づく監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を、工事期間中において、専任かつ常駐で適切に配置すること。ただし、工事着手までは監理技術者等の専任及び常駐の配置は求めないこととする。
- ウ 配置する監理技術者等は、次の要件をすべて満たすこと。なお、事業者選定後においては、実際に配置する監理技術者等の変更は原則として認められない。
 - a 各現場に配置する監理技術者等のうち1名は、一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - b 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第4項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- エ 単体企業の場合は、1棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が5,000㎡以上のRC造又はSRC造の建物の新築又は増改築に係る建築工事について元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は平成19年4月1日以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が20%以上であるものを含む。）であること。

オ JV の場合は、代表企業が1棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が 5,000 ㎡以上、構成企業が1棟の延べ面積（増改築の場合は、その工事部分の床面積）が 2,500 ㎡以上の RC 造又は SRC 造の建物の新築又は増改築に係る建築工事について元請としての施工実績があること。ただし、当該施工実績は平成 19 年 4 月 1 日以降に工事が完成し、引渡しが済んでいるもの（共同企業体により施工した工事で、出資比率が 20%以上であるものを含む。）であること。

4.3. 参加資格の喪失

入札参加者の構成企業が、参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、次のとおりとする。

- ア 構成企業のうち、代表企業が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、失格とする。
- イ 構成企業のうち、代表企業以外の者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市と協議のうえ、本市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。

5. 審査及び選定に関する事項

5.1. 審査及び選定に関する基本的考え方

本市は、入札参加者が提出した提案書の評価を行うため、学識経験者で構成する「市営住宅光星団地5号棟耐震改修ほか改善事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。委員会では、総合的に提案書等の審査を行い、最優秀提案者を選定する。本市は委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。委員会は次の3名で構成される。

	菊地 優	北海道大学 工学研究院 建築都市空間デザイン部門	教授
	齊藤 雅也	札幌市立大学 デザイン学部・大学院デザイン研究科	教授
◎	森 傑	北海道大学 工学研究院 建築都市空間デザイン部門	教授

※ ◎：委員長

(五十音順)

なお、入札参加者が、本件事業の落札者の決定までに委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的、又は他の入札参加者が不利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

5.2. 審査の方法

5.2.1. 参加資格審査

本市は、入札参加者からの参加表明書及び参加資格審査書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

5.2.2. 提案審査

委員会は、入札説明書と併せて公表する落札者決定基準に基づき、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について、入札参加者から提出された提案書類及び提案書類に関する事業者ヒアリング等を基に審査する。

5.2.3. 最優秀提案者の選定

委員会は、提案内容評価の結果から評価値を算定し、評価値が最も高い提案をした入札参加者を最優秀提案者として選定し、本市へ答申する。

5.2.4. 落札者の決定

本市は、委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

5.2.5. 結果の公表

本市は、落札者を決定した場合、入札参加者に対して速やかに通知するとともに、選定結果及び審査講評を本市ホームページにおいて公表する。

5.3. 提案審査書類の取り扱い

5.3.1. 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、本市が札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）に基づき応募内容を公表する

場合、その他本市が必要と認める場合、落札者として選定された入札参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用でき、また、落札者決定結果の公表に必要な範囲でその他の入札参加者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

5.3.2. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負うものとする。

6. その他事業の実施に関し必要な事項

6.1. 議会の議決及び本契約について

契約の締結に関する議案は、令和 5 年第 4 回定例会に上程し、議決を以って本契約とする。

6.2. 情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本市ホームページにおいて公表する。

札幌市ホームページ：[https:// www.city.sapporo.jp/ toshi/jutaku/12kousei/kousei5.html](https://www.city.sapporo.jp/toshi/jutaku/12kousei/kousei5.html)

6.3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

6.4. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

6.5. 問合せ先

実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

札幌市 都市局 市街地整備部 住宅課
担当 : 竹内、遠藤
住所 : 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 本庁舎 7 階
電話 : 011-211-2807
FAX : 011-218-5144
電子メール : j-keikaku@city.sapporo.jp